

広報資料

2025（令和7）年3月31日

花園大学

懲戒処分の公表について

花園大学は、文学部講師（男性・40歳）に対し、2025（令和7）年3月31日付けで、停職3か月の懲戒処分を行ったのでお知らせいたします。

講師は、学内の兼業及び登学に関する基準に反し、兼業の許可が必要であることを認識しながら報酬を得て兼業を行い、職務専念義務に反した。

講師のこれらの服務違反は、花園大学就業規則第28条第1項第3号及び第6号（同就業規則第21条第2号、第3号、第4号及び11号に関する重大な違反行為）に該当する。

よって、同就業規則第27条第5号に定める停職3か月の懲戒処分としたものである。

〈附属資料〉

花園大学就業規則（抄）